

「川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業」要求水準書 新旧対照表

令和5年5月10日

令和5年1月20日付で公表した要求水準書(案)を、令和5年5月10日付で公表した要求水準書にするにあたって、以下の点を修正した。

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
1	要求水準書(案)	—	表紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業 要求水準書(案)</li> <li>令和5年1月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業 要求水準書</li> <li>令和5年5月</li> </ul>
2	要求水準書(案)	—	用語の定義	<p>業務水準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入札説明書等、入札説明書等に関する質問に対する回答、実施方針、実施方針に関する質問及び意見に対する回答、事業者提案書類、各種標準仕様書等及び設計図書に記載の内容及び水準をいい、本事業を実施するにあたり満たすべき水準をいう。</li> </ul>	<p>業務水準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入札説明書等、入札説明書等に関する質問に対する回答、実施方針、実施方針に関する質問及び意見に対する回答(修正版)、事業提案書、各種標準仕様書等及び設計図書に記載の内容及び水準をいい、本事業を実施するにあたり満たすべき水準をいう。</li> </ul>
3	要求水準書(案)	—	用語の定義	<p>更新対象外設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空調設備等のうち、維持管理業務の対象となる空調設備等をいう。ただし、一部については、本事業の設計、施工及び工事監理業務において、対象室から別の対象室に移設される対象となる。</li> </ul>	<p>更新対象外設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空調設備等のうち、<u>本事業とは別に設置されている設備で、本事業において更新により撤去される対象とならないが、維持管理業務の対象となる設備をいう。</u> <u>なお、一部については、本事業の設計、施工及び工事監理業務において対象室から別の対象室に移設され、維持管理業務の対象となる。また、事業期間中に本事業とは別に更新又は新設が行われた空調設備等のうち、本事業で維持管理業務の対象となると本市が判断した設備も含まれる。</u></li> </ul>
4	要求水準書(案)	—	用語の定義	<p>新設等設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空調設備等のうち、本事業において更新により設置され、又は新設され、事業期間を通して維持管理業務の対象となる空調設備等をいう。</li> </ul>	<p>新設等設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空調設備等のうち、本事業において更新により設置され、又は新設される<u>設備で、事業期間を通して維持管理業務の対象となる設備</u>をいう。 <u>なお、本事業</u></li> </ul>

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
					<u>における空調設備等の更新において再利用された配管設備、電気設備、ガス設備等も新設等設備に含まれる。</u>
5	要求水準書(案)	1	1-(3)-ア	・学校教育活動等へ支障をきたさない施工・維持管理計画とし、常に児童生徒、教職員及び保護者等学校関係者の安全に十分配慮することとする。	・学校教育活動等へ支障をきたさない施工・維持管理計画とし、常に児童生徒、教職員及び保護者等学校関係者の安全に十分配慮する。
6	要求水準書(案)	3	1-(8)-ア	・設計・施工の費用、維持管理の費用、エネルギー費用をあわせたライフサイクルコストの抑制を考慮する <u>もの</u> とする。	・設計・施工の費用、維持管理の費用、エネルギー費用をあわせたライフサイクルコストの抑制を考慮する <u>こと</u> とする。
7	要求水準書(案)	4	1-(8)-イ	・運転資金の確保にあたっては、資金不足に陥らないように配慮する <u>こと</u> とする。	・運転資金の確保にあたっては、資金不足に陥らないように配慮する。
8	要求水準書(案)	4	1-(8)-ウ	(追加)	<u>ウその他</u> ・川崎市地球温暖化対策基本計画に基づく取組として、令和8年度までにPPA(Power Purchase Agreement:電力購入契約)の手法により、設置可能な全ての学校の屋上に太陽光発電設備の設置を予定していることを考慮しながら、各業務を実施することとする。また、各業務等を行うにあたり、関係主体と必要な調整等を行うこととする。
9	要求水準書(案)	5	1-(12)	・提供した資料等を複写等した場合には、内容が読み取られないように処理したうえ、上記の返却時まで <u>に</u> すべて廃棄することとする。	・提供した資料等を複写等した場合には、内容が読み取られないように処理したうえ、上記の返却時まで <u>に</u> 全て廃棄することとする。
10	要求水準書(案)	6	2-(1)-イ	・契約締結日から各対象校における施工開始までの間で、対象校 <u>毎</u> に事業者が計画することとする。	・契約締結日から各対象校における施工開始までの間で、対象校 <u>ごと</u> に事業者が計画することとする。
11	要求水準書(案)	8	2-(2)-ア	・二酸化炭素排出量の削減に十分配慮する <u>もの</u> とする。	・二酸化炭素排出量の削減に十分配慮する。
12	要求水準書(案)	8	2-(2)-ア	・リサイクル材やリサイクル性の高いエコマテリアルの積極的採用に努め、環境負荷低減に配慮する <u>こと</u> とする。	・リサイクル材やリサイクル性の高いエコマテリアルの積極的採用に努め、環境負荷低減に配慮する。
13	要求水準書(案)	8	2-(2)-ア	・既存設備の撤去にあたっては、資源の再資源化に配慮する <u>もの</u> とする。	・既存設備の撤去にあたっては、資源の再資源化に配慮する。

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
14	要求水準書(案)	8	2-(2)-イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>新設等設備の性能(仕様、台数等)の決定にあたっては、長期間にわたって、学校関係者等の利用者に対し、快適で健康的な室内環境を提供することに配慮することとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新設等設備の性能(仕様、台数等)の決定にあたっては、長期間にわたって、学校関係者等の利用者に対し、快適で健康的な室内環境を提供することに配慮する。</li> </ul>
15	要求水準書(案)	8	2-(2)-イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>各対象校の敷地条件の違いに配慮した計画とし、機器の設置にあたっては、学校教育環境への影響及び対象校の周辺地域への影響(騒音、振動、温風、臭気等)に配慮するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各対象校の敷地条件の違いに配慮した計画とし、機器の設置にあたっては、学校教育環境への影響及び対象校の周辺地域への影響(騒音、振動、温風、臭気等)に配慮する。</li> </ul>
16	要求水準書(案)	8	2-(2)-イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器選定や運用にあたっては、教職員による容易な管理・取扱いに配慮することとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器選定や運用にあたっては、教職員による容易な管理・取扱いに配慮する。</li> </ul>
17	要求水準書(案)	8	2-(2)-イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存建築物との調和に留意し、既存建築物への影響(騒音、振動、温風、臭気等の発生等)を低減するように配慮するほか、景観等にも配慮するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存建築物との調和に留意し、既存建築物への影響(騒音、振動、温風、臭気等の発生等)を低減するように配慮するほか、景観等にも配慮する。</li> </ul>
18	要求水準書(案)	8	2-(2)-ウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>性能、工期、安全等を確保するため、責任が明確な体制を構築し、統一的な品質管理体制となるよう配慮するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>性能、工期、安全等を確保するため、責任が明確な体制を構築し、統一的な品質管理体制となるよう配慮する。</li> </ul>
19	要求水準書(案)	8	2-(2)-エ	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来の改修や改築等に伴う空調設備等の移設、増設等に備え、フレキシビリティや汎用性の確保に十分配慮しながらゆとりある設備とし、設備の移設や復旧が容易、かつ、速やかに可能となるよう配慮することとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来の改修や改築等に伴う空調設備等の移設、増設等に備え、フレキシビリティや汎用性の確保に十分配慮しながらゆとりある設備とし、設備の移設や復旧が容易、かつ、速やかに可能となるよう配慮する。</li> </ul>
20	要求水準書(案)	8	2-(2)-エ	<ul style="list-style-type: none"> <li>改修・改築工事に伴い工事対象外の諸室において空調環境の中断が生じないよう配慮するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改修・改築工事に伴い工事対象外の諸室において空調環境の中断が生じないよう配慮する。</li> </ul>
21	要求水準書(案)	8	2-(2)-エ	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器の仕様は、設備の長寿命化等に配慮するとともに、故障時には速やかに復旧が可能となるよう配慮するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器の仕様は、設備の長寿命化等に配慮するとともに、故障時には速やかに復旧が可能となるよう配慮する。</li> </ul>
22	要求水準書(案)	9	2-(3)-ア-(ア)	(追加)	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象室内の気流や温度分布に十分配慮した台数の室内機及び全熱交換器を、適切な位置に設置するものとする。ただし、対象室がパーティション等で間仕切りをして使用されている、又は将来使用することが</li> </ul>

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
					<u>想定されている場合は、間仕切りにより区切られた各空間に1台以上の室内機及び全熱交換器の設置を行うこととする。</u>
23	要求水準書(案)	10	2-(3)-ア-(ア)	・屋外で使用するボルト等はステンレス鋼製とし、配管支持材についても防食に配慮することとする。	・屋外で使用するボルト等はステンレス鋼製とし、配管支持材についても防食に配慮する。
24	要求水準書(案)	10	2-(3)-ア-(ア)	・新設等設備の室内機及び室外機には、更新対象外設備との区別を明確にするために、色分シール等を堅固に取り付け、標示することとする。また、配管等を含めた共用設備についても、可能な限りその他既存設備分と本事業による整備分が明確に区分できるよう配慮するものとする。	・新設等設備の室内機及び室外機には、更新対象外設備との区別を明確にするために、色分シールと併せて識別番号等を堅固に取り付け、標示することとする。また、配管等を含めた共用設備についても、可能な限りその他既存設備分と本事業による整備分が明確に区分できるよう配慮する。
25	要求水準書(案)	10	2-(3)-ア-(ア)	(追加)	・ <u>更新対象設備の撤去、新設等設備の設置、更新対象外設備及び新設等設備の移設の際には、校内LAN設備に極力支障が出ないように配慮する。最大限の配慮の上でも施工上支障が出るのが想定される場合には、設計業務において支障が出る対象設備を特定し、施工を行う前年度の7月中に本市に報告を行い、費用見積等に協力することとする。なお、校内LAN設備の動作確認・調整等に係る必要な費用は市の負担とする。</u>
26	要求水準書(案)	10	2-(3)-ア-(イ)	(追加)	・ <u>標準的な対象室(中間階に位置し、かつ室面積65㎡程度のもの)あたりの室内機の能力の合計は、冷房時14.0kW以上とする。ただし、変則的な大きさの対象室、最上階や校舎等の端部に位置する等で熱負荷の大きな対象室には、熱負荷計算の結果に基づき、必要な能力以上の機器を選定することとする。</u>
27	要求水準書(案)		2-(3)-ア-(イ)	・再使用する冷媒配管の保温及び断熱並びにドレン管の保温が、公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)と同等の性能を満たしていない場合でも使用することができるものとする。	・再使用する冷媒配管の保温及び断熱並びにドレン管の保温は、公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)と同等の性能を満たしていない場合でも使用することができるものとする。
28	要求水準	11	2-(3)-ア-(イ)	・建物内に隠ぺいされた既存冷媒配管を再使用し、そ	・建物内に隠ぺいされた既存冷媒配管を再使用し、そ

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
	書(案)			これらの <u>配管</u> に起因することが明らかな場合は、この限りでない。	これらの <u>配管</u> に起因することが明らかな場合は、この限りでない。
29	要求水準書(案)	11	2-(3)-ア-(イ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各対象室において新設等設備の室内機及び全熱交換器の形式は、原則として、更新対象設備の室内機及び全熱交換器と同じ形式とする。更新対象設備の撤去後、壁、天井等の補修は事業者の負担で、周囲の壁、天井等の仕上等に合わせて補修を行うこととする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各対象室において新設等設備の室内機及び全熱交換器の形式は、原則として、更新対象設備の室内機及び全熱交換器と同じ形式とする。更新対象設備の撤去後、壁、天井等の補修は事業者の負担で、周囲の壁、天井等の仕上等に合わせて補修を行うこととする。<u>天井吊形で更新を行う場合は、対象校関係者等の安全性、保全性、いたずら防止の観点から、必要な対策を講じるものとする。室内機からの吹出気流により、既設感知器が誤作動する恐れがある場合は、感知器の移設等の必要な措置を講じることとする。供用開始後に誤報が出た場合、事業者が感知器の移設(届出等を含む)を行うこととする。</u></li> </ul>
30	要求水準書(案)	12	2-(3)-ア-(ウ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>室内機及び全熱交換器は対象室内の気流や温度分布に十分配慮した台数を適切な位置に設置するものとする。ただし、対象室がパーティション等で間仕切りをして使用することを想定している場合は、間仕切り後の各室に1台以上の室内機及び全熱交換器の設置を行うこととする。</li> </ul>	(削除)
31	要求水準書(案)	13	2-(3)-ア-(ウ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>サッシの改修にあたっては、教室内の採光及び自然換気に必要な開口部の面積を確保するとともに、非常用進入口に代わる開口部を確保することとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サッシの改修にあたって、教室内の採光及び自然換気に必要な開口部の面積を確保するとともに、非常用進入口に代わる開口部を確保することとする。</li> </ul>
32	要求水準書(案)	14	2-(3)-イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>新設等設備は各室単位(パーティション等で間仕切りをして使用することを想定している室は、<u>間仕切り後の室単位</u>)での個別運転が可能なこととする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新設等設備は各室単位(パーティション等で間仕切りをして使用されている、又は将来使用することが想定されている室は、<u>間仕切りにより区切られた各空間単位</u>)での個別運転が可能なこととする。</li> </ul>
33	要求水準書(案)	14	2-(3)-イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>集中管理<u>コントローラ</u>はタッチパネル式とする。<u>集中コントローラ</u>の設置場所は、原則、既存集中コントローラの設置位置とするが、本市又は学校から設置場所について要望があった場合は、協議により決定す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>集中管理<u>コントローラ</u>はタッチパネル式とする。設置場所は、原則、既存集中<u>コントローラ</u>の設置位置とするが、本市又は学校から設置場所について要望があった場合は、協議により決定するものとする。</li> </ul>

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
				るものとする。	
34	要求水準書(案)	15	2-(3)-イ	・集中管理コントローラは誤操作等により主電源が落とされることがないように配慮することとする。	・集中管理コントローラは誤操作等により主電源が落とされることがないように配慮する。
35	要求水準書(案)	15	2-(3)-ウ	・新設等設備の性能に関するモニタリング(事業者によるセルフモニタリング及び本市が実施するモニタリングをいう。)の実施及び対象校における設備の運用上の確認を行うことを目的として、以下の計測・計量が可能な設備を設置することとする。	・新設等設備の性能に関するモニタリング(事業者によるセルフモニタリング及び本市が実施するモニタリングをいう。)の実施及び対象校における設備の運用上の確認を行うことを目的として、 <u>新設等設備の室外機について、以下の計測・計量が可能な設備を設置することとする。なお、新設等設備の室内機及び全熱交換器については計測・計量の対象外とする。</u>
36	要求水準書(案)	16	2-(3)-エ	・受変電設備等の改修・増設に伴う保安管理等に要する費用増加分については、 <u>本事業の事業費に含めるものとする。</u>	・受変電設備等の改修・増設に伴う保安管理等に要する費用増加分については、 <u>本市の負担とする。</u>
37	要求水準書(案)	16	2-(3)-カ	・設計にあたっては、既存の建物や設備機器、配管等への影響に十分配慮することとする。	・設計にあたっては、既存の建物や設備機器、配管等への影響に十分配慮する。
38	要求水準書(案)	16	2-(3)-カ	・本事業には、対象校の学級増、統廃合、改修・改築工事、設備工事等により新設等設備の移設、増設、廃棄等(以下「移設等」という。)を含むが、新設等設備の移設(「7 所有権移転後の移設等業務要求水準」参照)等を行う際に、移設・復旧が速やかに可能となるよう配慮することとする。	・本事業には、対象校の学級増、統廃合、改修・改築工事、設備工事等により新設等設備の移設、増設、廃棄等(以下「移設等」という。)を含むが、新設等設備の移設(「7 所有権移転後の移設等業務要求水準」参照)等を行う際に、移設・復旧が速やかに可能となるよう配慮する。
39	要求水準書(案)	18	3-(2)-ア	・施工に伴う学校教育環境への影響及び対象校周辺地域への影響(騒音、振動、粉塵、車両通行等)に十分配慮することとする。	・施工に伴う学校教育環境への影響及び対象校周辺地域への影響(騒音、振動、粉塵、車両通行等)に十分配慮する。
40	要求水準書(案)	18	3-(2)-ウ	・上記項目以外にも、本事業の目的・基本方針を踏まえ、良好な教育環境の確保に配慮することとする。	・上記項目以外にも、本事業の目的・基本方針を踏まえ、良好な教育環境の確保に配慮する。
41	要求水準書(案)	18	3-(3)-ア	・学校運営上支障のない範囲で、工事に必要な工事中電力、水道、ガス <sup>を有償</sup> で使用できるものとする。ただし、電力については、漏電ブレーカーの設置等の安全対策を求めることとする。	・学校運営上支障のない範囲で、工事に必要な工事中電力、水道は、本市及び学校に確認の上、 <sup>無償</sup> で使用できるものとする。ただし、電力については、漏電ブレーカーの設置等の安全対策を求めることとする。また、電力の使用においてデマンドが急激に高く

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
					<u>なり、契約電力が増加しないよう十分考慮することとする。</u>
42	要求水準書(案)	18	3-(3)-ア	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>なお、試運転調整期間内において、本市の都合において空調設備等の使用(実態的な空調機器の使用開始)を行う場合に必要なエネルギー費用は本市が自ら負担することとする。</u></li> </ul>	(削除)
43	要求水準書(案)	19	3-(3)-ウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>校内LAN設備が施工上支障となる場合、本市、対象校及び本市が委託するLAN保守業者と協議のうえ、必要な措置を講じることとする。なお、この場合、動作確認、調整等はLAN保守業者が行い、必要な費用は全て事業者の負担とする。</u></li> </ul>	(削除)
44	要求水準書(案)	19	3-(3)-オ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 工事で使用する範囲は必要最小限とし、安全確保が必要な場所及び学校と本市の要望するすべての箇所に仮囲い等により安全区画を設定することとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 工事で使用する範囲は必要最小限とし、安全確保が必要な場所及び学校と本市の要望する<u>全ての</u>箇所に仮囲い等により安全区画を設定することとする。</li> </ul>
45	要求水準書(案)	19	3-(3)-オ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大型資材搬入時には警備員を配置する等、事業者の責任で安全の確保に配慮することとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大型資材搬入時には警備員を配置する等、事業者の責任で安全の確保に配慮する。</li> </ul>
46	要求水準書(案)	20	3-(3)-ク	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 工事中も必要台数の駐輪・駐車スペースが確保できるよう配慮することとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 工事中も必要台数の駐輪・駐車スペースが確保できるよう配慮する。</li> </ul>
47	要求水準書(案)	20	3-(3)-ケ	(追加)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 試運転調整に必要な電力、ガスは、学校に確認の上、無償で使用できるものとする。ただし、電力の使用においてはデマンドが急激に高くなり、契約電力が増加しないよう十分考慮することとする。</li> </ul>
48	要求水準書(案)	20	3-(3)-サ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市が行う交付金申請手続きに対して支援を行うこととする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>本市が行う交付金申請手続きに対して、諸室の面積が分かる設備図面の作成など支援を行うこととする。</u></li> </ul>
49	要求水準書(案)	23	4-(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 施工、設備の引き渡しまでの期間において、本市及び設計者、施工者との調整を適宜行い、「1・(6) 本事業のスケジュール」に定める期間に確実に供用開始ができるよう、工程管理を行うこととする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 施工、設備の<u>引渡し</u>までの期間において、本市及び設計者、施工者との調整を適宜行い、「1・(6) 本事業のスケジュール」に定める期間に確実に供用開始ができるよう、工程管理を行うこととする。</li> </ul>
50	要求水準書(案)	24	4-(3)-ア	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 業務水準に関しては、事業契約期間中に<u>渡り</u>事業者が担保する義務を有するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 業務水準に関しては、事業契約期間中に<u>わたり</u>事業者が担保する義務を有するものとする。</li> </ul>
51	要求水準	25	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各年度の引渡し日は4回設け、6月、8月、12月及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各年度の引渡し日は4回設け、6月、8月、12月及</li> </ul>

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
	書(案)			び3月の各末日(ただし12月の引渡し日は12月28日とする)のいずれかに、各年度に施工を行う対象校毎に、引渡しを行うこととする。	び3月の各末日(ただし12月の引渡し日は12月28日とし、各末日が各学校の休校日である場合は本市との協議により定める。)のいずれかに、各年度に施工を行う対象校ごとに、引渡しを行うこととする。
52	要求水準書(案)	26	6-(1)-ウ	・維持管理業務を遂行するにあたっては、 <u>次項に示す有資格者等を担当技術者として配置し、業務着手前に本市の承認を得ることとする。</u>	・維持管理業務を遂行するにあたっては、 <u>必要な有資格者等を担当技術者として配置し、業務着手前に本市の承認を得ることとする。</u>
53	要求水準書(案)	27	6-(1)-ウ	・フロン排出抑制法に基づく、定期点検を実施する担当技術者は、 <u>業務開始時点で以下の資格等を有している者とする。</u> > <u>冷媒フロン類取扱技術者等の法令で定める定期点検に必要な知見を有する者</u> > <u>電気主任技術者</u>	・フロン排出抑制法に基づく、定期点検を実施する担当技術者は、 <u>冷媒フロン類取扱技術者等の法令で定める定期点検に必要な知見を有する者とする。</u> ・ <u>その他、維持管理業務を遂行するにあたって必要な有資格者等を適切に配置することとする。</u>
54	要求水準書(案)	27	6-(1)-エ-(ア)	・維持管理業務の実施に必要な計画書、手順書、帳票等(以下、「維持管理業務計画書等」という。)を作成し、 <u>本市の承認を得ることとする。</u>	・維持管理業務の実施に必要な計画書、手順書、帳票、 <u>様式等</u> (以下、「維持管理業務計画書等」という。)を作成し、 <u>事業契約締結後、可能な限り速やかに本市に提出し、承認を得ることとする。</u>
55	要求水準書(案)	27	6-(1)-エ-(イ)	・(イ) <u>年間事業計画書の提出</u>	・(イ) <u>年度業務計画書の提出</u>
56	要求水準書(案)	27	6-(1)-エ-(イ)	・事業年度が開始する1箇月前までに、各対象校における維持管理業務の業務計画を記載した <u>年間事業計画書</u> を作成し、本市に提出することとする。	・事業年度が開始する1箇月前までに、各対象校における維持管理業務の業務計画を記載した <u>年度業務計画書</u> を作成し、本市に提出することとする。
57	要求水準書(案)	27	6-(1)-エ-(ウ)	・(ウ) <u>月次報告書の提出</u>	・(ウ) <u>月報の提出</u>
58	要求水準書(案)	27	6-(1)-エ-(ウ)	・事業契約書に規定するとおり、当該期間の <u>新設等設備の維持管理業務の状況に関する月次報告書</u> を作成し、本市に提出し、確認を得ることとする。	・事業契約書に規定するとおり、当該期間の維持管理業務の状況に関する <u>月報</u> を作成し、本市に提出し、確認を得ることとする。
59	要求水準書(案)	27	6-(1)-エ-(ウ)	・新設等設備の室外機別の月別運転時間及び全負荷相当運転時間あたりのエネルギー消費量の実績値(室外機別エネルギー消費量を運転時間で除した値を各月の負荷率で除した値)	・新設等設備の室外機別の月別運転時間及び全負荷相当運転時間あたりのエネルギー消費量の実績値(室外機別エネルギー消費量を運転時間で除した値を各月の負荷率で除した値、負荷率は、「別紙5空

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
					調環境の標準提供条件」で示す数値を用いることとする。)
60	要求水準書(案)	27	6-(1)-エ-(ウ)	・維持管理実施記録	・新設等設備、更新対象外設備及び更新対象の維持管理業務実施記録
61	要求水準書(案)	28	6-(1)-エ-(ウ)	・負荷率は、「別紙5 空調環境の標準提供条件」で示す数値を用いることとする。	・(削除 上の項目内カッコ書きへ移動)
62	要求水準書(案)	28	6-(1)-エ-(エ)	・(エ)年度業務実績報告書の提出	・(エ)半期業務報告書及び年度業務報告書の提出
63	要求水準書(案)	28	6-(1)-エ-(エ)	・事業契約書に規定する当該期間の新設等設備、更新対象設備及び更新対象外設備の維持管理業務に関する年度業務実績報告書を作成し、本市に提出し、確認を得ることとする。	・事業契約書に規定する当該期間の新設等設備、更新対象設備及び更新対象外設備の維持管理業務に関する半期業務報告書及び年度業務報告書を作成し、それぞれ半期ごと又は年度ごとに本市に提出し、確認を得ることとする。
64	要求水準書(案)	28	6-(1)-エ-(エ)	<p>・上記の報告書の内容は、各事業年度の月次報告書の取りまとめ及び以下に示すもののほか、必要に応じて追加する事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 対象校別の新設等設備に係る年間エネルギー消費量(空調環境提供に係る消費分)</li> <li>➤ 新設等設備の室外機別の年間運転時間及び全負荷相当運転時間あたりのエネルギー消費量の年間実績値(室外機別年間エネルギー消費量を全負荷相当運転時間で除した値)</li> </ul>	<p>・上記の報告書の内容は、各事業年度の月報の取りまとめ及び以下に示すもののほか、必要に応じて追加する事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 対象校別の新設等設備に係るエネルギー消費量(空調環境提供に係る消費分)</li> <li>➤ 新設等設備の室外機別の運転時間及び全負荷相当運転時間あたりのエネルギー消費量の実績値(室外機別年間エネルギー消費量を全負荷相当運転時間で除した値)</li> </ul>
65	要求水準書(案)	28	6-(2)-イ	・エネルギーコストの削減や冷媒充填量の低減に配慮する等、ライフサイクルコストの抑制に配慮することとする。	・エネルギーコストの削減や冷媒充填量の低減に配慮する等、ライフサイクルコストの抑制に配慮する。
66	要求水準書(案)	29	6-(2)-カ	・上記項目以外にも、本事業の目的・基本方針を踏まえ、良好な教育環境の確保に配慮することとする。	・上記項目以外にも、本事業の目的・基本方針を踏まえ、良好な教育環境の確保に配慮する。
67	要求水準書(案)	29	6-(3)-ア	・事業期間にわたって、1シーズンごとに対象校のうち12校について、各対象校の1割程度の対象室に、計測機材を持ち込み、室内温度及び外気温度等を専用機材により測定し、提供条件の確認を行い、本市	・事業期間にわたって、1シーズンごとに対象校のうち12校について、各対象校の1割程度の対象室に、計測機材を持ち込み、室内温度、外気温度及び騒音レベルを専用機材により測定し、提供条件の確認を行

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
				及び学校に報告することとする。	<u>い、本市及び学校に報告することとする。その他の測定項目については事業者の提案に基づき計測することとする。</u>
68	要求水準書(案)	30	6-(3)-ア	・新設等設備の導入による電気デマンド増加又は受変電設備の設置及び変更(供用開始後を含む)により、本市が保安管理業務を契約する法人等との契約金額が増加する場合は、 <u>当該増加費用分を事業者が負担するものとする。</u>	・新設等設備の導入による電気デマンド増加又は受変電設備の設置及び変更(供用開始後を含む)により、本市が保安管理業務を契約する法人等との契約金額が増加する場合は、 <u>施工業務実施の前年度7月中に、増加費用の見込みを本市に報告することとする。なお、当該増加費用分は本市が負担するものとする。</u>
69	要求水準書(案)	30	6-(3)-ウ	・新設等設備及び関連機器並びに本事業で整備した供給設備については、事業契約期間内において継続的に利用できる状態に保つために必要な定期点検、保守、清掃及び経常的修繕を行うこととする(フィルターの清掃、消耗品の交換等、デマンドコントローラーを導入した場合はその調整等を含む)。 <u>なお、受変電設備に関する保安管理業務について、各施工年度における保安管理費用の増加分は事業者の負担とする。</u>	・新設等設備及び関連機器並びに本事業で整備した供給設備については、事業契約期間内において継続的に利用できる状態に保つために必要な定期点検、保守、清掃及び経常的修繕を行うこととする(フィルターの清掃、消耗品の交換等、デマンドコントローラーを導入した場合はその調整等を含む)。
70	要求水準書(案)	30	6-(3)-ウ	・業務水準が満たされていない場合は、本市又は学校の指示に基づき、所要の性能を速やかに回復するよう <u>適切な処置を施すこととする。</u>	・業務水準が満たされていない場合は、本市又は学校の指示に基づき、所要の性能を速やかに回復する等、 <u>適切な処置を施すこととする。</u>
71	要求水準書(案)	33 ～ 37	別紙1	(追加)	・(本事業の対象校一覧を「小学校の対象校」「中学校の対象校」に分割し、順番を並び替え、対象校 No を振り直し) ・(表内に「備考欄」追加) ・ <u>注:備考欄に※印のある対象校は、本事業での整備は行わず、維持管理業務のみを行う学校である。</u>
72	要求水準書(案)	33、 35	別紙1	・3 東門前小学校 川崎市川崎区東門前 3-4-6 ・78 東高津小学校 川崎市高津区北見方 2-5-1	(削除)
73	要求水準	35	別紙	・86 南原小学校川崎市高津区上作延 796	・61 南原小学校川崎市高津区上作延 3-9-1

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
	書(案)				
74	要求水準書(案)	39	別紙2-2	・平成20年度川崎市グリーン購入推進方針	・令和4年度川崎市グリーン購入推進方針
75	要求水準書(案)	39	別紙2-3	・基準類はすべて最新版が適用され、事業期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応について府及び事業者で協議を行うものとする。	・基準類は全て最新版が適用され、事業期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応について本市及び事業者で協議を行うものとする。
76	要求水準書(案)	41	別紙3	(大幅に追加・修正)	(大幅に追加・修正)
77	要求水準書(案)	42	別紙4	・別紙4 設計用屋外・屋内条件統一	・別紙4 設計用屋外・屋内条件

修正前					修正後							
屋外条件	季節		夏季		冬季		季節		夏季		冬季	
	乾球温度[°C]		34.0		2.0		乾球温度[°C]		34.0		2.0	
	絶対湿度 [g/kg(DA)]		20.1		2.0		絶対湿度 [g/kg(DA)]		20.1		2.0	
	日最低温度[°C]		31.3		—		日最低温度[°C]		31.3		—	
屋内条件	分類		教室等		管理諸室等		分類		普通教室・特別教室		管理諸室	
	対象室		普通教室、特別教室等	パソコン教室等	職員室等	事務室、校長室、保健室等	対象室		コンピューター室を除く教室	コンピューター室	職員室、校長室、保健室等	
	乾球温度 [°C]	夏季	28				乾球温度 [°C]	夏季	28			
		冬季	18					冬季	18			
	相対湿度 [%]	夏季	50				相対湿度 [%] ※1	夏季	50			
		冬季	40					冬季	40			
	日射負荷	遮蔽係数 ※1	SC=0.97				日射負荷	遮蔽係数 ※2	SC=0.97			
	照明負荷	消費電力 [W/m <sup>2</sup> ]	12	12	14	14	照明負荷	消費電力 [W/m <sup>2</sup> ]	12		14	
	内部発熱負荷 [W/m <sup>2</sup> ]		1.5	25	1.5		内部発熱負荷 [W/m <sup>2</sup> ]		1.5	25	1.5	
	人体負荷	在室人員	■小学校 36人(大人1人、児童35人) ■中学校		大人0.3人/m <sup>2</sup>	大人0.2人/m <sup>2</sup>	人体負荷	在室人員	■小学校 36人(大人1人、児童35人) ■中学校		大人0.3人/m <sup>2</sup>	

修正前				修正後					
			41人(大人1人、生徒40人)				41人(大人1人、生徒40人)		
		顕熱 <i>SH</i>	64 W/人			顕熱 <i>SH</i>	51 W/人		
		潜熱 <i>LH</i>	34 W/人			潜熱 <i>LH</i>	47 W/人		
		換気量	大人 30 m <sup>3</sup> /h 人、児童生徒 15 m <sup>3</sup> /h 人				換気量	大人 30 m <sup>3</sup> /h 人、児童・生徒 15 m <sup>3</sup> /h 人	
<p>※1 カーテンは対象校によって仕様が異なるため、遮蔽係数は見込まないものとする。ただし、庇やバルコニー等が設置されている場合は、その形状に応じた遮蔽係数を考慮できるものとする。</p>				<p>※1 設計における条件として示すものであり、本事業において対象室内の加湿を求めものではない。</p> <p>※2 カーテンは対象校によって仕様が異なるため、遮蔽係数は見込まないものとする。ただし、庇やバルコニー等が設置されている場合は、その形状に応じた遮蔽係数を考慮できるものとする。</p>					

修正前						修正後							
		教室等			管理諸室等			1 小学校の標準提供条件		普通教室・特別教室		管理諸室	
運用室内 温度[°C]	夏季		28			運用室内 温度[°C]	夏季		28				
	冬季		18				冬季		18				
標準提供 時期等	夏季	月	提供日数	負荷率	提供日数	負荷率	標準提供 時期等	夏季	月	提供日数	負荷率	提供日数	負荷率
		6月		35		35			6月	22	50	22	50
		7月		70		70			7月	21	70	26	70
		8月		80		80			8月	5	80	18	80
		9月		50		50			9月	20	60	20	60
	合計					合計	78	-	96	-			
	冬季	11月		25		25	標準提供 時期等	冬季	11月	10	35	10	35
		12月		45		45			12月	17	60	19	60
		1月		60		60			1月	16	75	18	75
		2月		60		60			2月	19	70	19	70
		3月		35		35			3月	19	50	19	50
	合計					合計	81	-	85	-			
標準提供時間		8時間/日			9時間/日		標準提供時間		8時間/日		9時間/日		
<p>※1 本表は、提案段階における消費エネルギー量の算定及び点検業務に係る運転時間の目安として空調環境の提供に係る標準値を示すものであり、実運用においては、本表の数値にかかわらず、対象校の実態に即した空調環境の提供を行う。  <u>なお、本表の各条件は、実施方針公表時点で想定しているものであり、入札公告までの間に精査を行い、変更をすることがある。</u></p>						<p>注 本表は、提案段階における消費エネルギー量の算定及び維持管理業務に係る運転時間の目安として空調環境の提供に係る標準値を示すものであり、実運用においては、本表の数値にかかわらず、対象校の実態に即した空調環境の提供を行う。</p>							

修正前 (追加)		修正後					
		2 中学校の標準提供条件					
		普通教室・特別教室			管理諸室		
運用室内 温度[°C]	夏季	28					
	冬季	18					
標準提供 時期等		月	提供日数	負荷率	提供日数	負荷率	
	夏季	6月	22	50	22	50	
		7月	21	70	26	70	
		8月	8	80	18	80	
		9月	20	60	20	60	
		10月	10	30	10	30	
		合計	81	-	96	-	
	冬季	11月	10	35	10	35	
		12月	17	60	19	60	
		1月	16	75	18	75	
		2月	19	70	19	70	
		3月	19	50	19	50	
		合計	81	-	85	-	
	標準提供時間		9時間/日			9時間/日	
<p>注 本表は、提案段階における消費エネルギー量の算定及び維持管理業務に係る                      運転時間の目安として空調環境の提供に係る標準値を示すものであり、実運                      用においては、本表の数値にかかわらず、対象校の実態に即した空調環境の                      提供を行う。</p>							